

「プロジェクター用取付アーム」 検査実施要領

2013年2月19日(初版)

2018年4月26日(改定)

協同組合 関東黑板工業会

1. 目的

日本の学校教育現場において、教室の黒板・白板面への投射を目的とした超短焦点プロジェクターの、壁面もしくは黒板への設置が急速に増加している近年の実態をかんがみて、顧客に安全にかつ安心して末永くご使用いただくため製品及び施工に対する適正な要求事項を定めること、及びこれらの要求事項が満たされているか、検証する各検査の手順を明確化すること。

2. 適用範囲

- (1) 黒板面・白板面への投射を目的とした超短焦点プロジェクター用取付アームで、かつ協同組合関東黒板工業会（以下「黒板組合」と表記する）が適切と認定したもの。
- (2) 上記製品の新規搬入・設置業務。施工実施者は原則として黒板組合の組合員であること。

3. 定義

- (1) 製品検査：納品された製品が、顧客要求事項を満たし、かつ「黒板組合」が定めた検査基準を満たすことを検証する。
- (2) 施工検査：製品が適正に据え付けられ、かつ「黒板組合」が定めた検査基準を満たすことを検証する。

4. 検査時期

施工実施者による自主点検の後より、顧客への引き渡し前までに実施する。

5. 検査担当者

検査は「黒板組合」が、「プロジェクター用取付アーム」検査規程第五条及び第六条により認定した検査員が実施する。

6. 検査の実施要領

(1) 製品検査対象製品の認定及び登録

メーカーもしくは施工実施者により、事前に提出された製品図面・施工図面・仕様・安全データ等を精査し、「黒板組合」が適切と判断した製品を「プロジェクター用取付アーム検査」適合製品として登録する。

認定及び登録に必要な書類は以下の通り、

- 1) メーカーもしくは施工実施者が作成した製品図面及び取付け図面。
- 2) 取付け図面は、取付け壁の構造（RC壁、LGS壁、GL壁、木下地壁）や強度に対応した取付け方法を詳細に示すこと。
- 3) 第三者による製品の耐荷重試験報告書。
- 4) 「建築基準法並びに施工令及び告示」「建築構造設計指針及び構造計算紙指針・同解説（日本建築センター）」に基づいた、一級建築士による取付けの強度計算書。
- 5) メーカーもしくは施工実施者が発行する施工実績及び施工現場名を明記した実績証明。

(2) 検査の合否判定基準と検査方法

製品検査及び施工検査の合否判定基準と検査方法は、「プロジェクター用取付アーム検査 検査合否判定基準及び検査方法」(様式1)に定める。

(3) 製品の検査の状態の識別について

検査の状態は、下記により識別する。

- 1) 合格品…「黒板組合」が定める検査済証シールを貼付する。貼付位置は、目視確認出来る位置とする。
- 2) 未検査品…未検査品には検査済証シールを貼付しない。
- 3) 不適合品…不適合品には、「不合格」と表示されたステッカーを貼付する。

(4) 検査の記録

- 1) 検査員は定められた合否判定基準と検査方法に則って製品検査及び施工検査を実施し、別に定める「プロジェクター用取付アーム検査 検査明細報告書」(様式2)に遺漏なく検査結果を記入する。
- 2) 検査員は「プロジェクター用取付アーム検査 検査明細報告書」(様式2)に、使用した検査済証シールの管理番号(シリアルナンバー)を記入する。
- 3) 検査員は検査終了後、「保証シール管理台帳」に使用したシールの枚数・シリアルナンバー等を記入する。

(5) 検査完了報告

- 1) 検査員はすべての検査が完了したのち、「黒板組合」事務局に「プロジェクター用取付アーム検査 検査明細報告書」(様式2)を提出する。
- 2) 「黒板組合」事務局は「プロジェクター用取付アーム検査 検査明細報告書」(様式2)の内容を精査・妥当性を確認の上承認し、承認された製品に対して「プロジェクター用取付アーム検査 検査合格証書兼保証書」(様式3)を発行する。
- 3) 「黒板組合」事務局は「プロジェクター用取付アーム検査 検査明細報告書」(様式2)を顧客の求めに応じて、これを提出する。

7. 不適合品の処置と再検査

施工実施者は、不適合品について、検査員の承認を得た上で、手直し及び一部又は全部交換等の処置をとることができる。

検査員は、検査において不適合と判定後、手直し及び一部又は全部を交換した製品及び施工について、再検査をおこなう。再検査の要領は前項による。

8. 記録の保管

下記文書を記録文書とし、担当部門が期限まで保管する。

記録文書	保管期限	保管担当部門
「プロジェクター用取付アーム検査 検査明細報告書」(様式2)の写し	発行より5年	「黒板組合」事務局
「プロジェクター用取付アーム検査 検査合格証書兼保証書」(様式3)の写し	発行より5年	「黒板組合」事務局

9. 主管部門

本要領の主管は「黒板組合」事務局とし、黒板組合の理事会は必要に応じてこれを制定・改定するものとする。